

令和7年12月22日

# 不適切な事務処理についての内部調査

## 中間報告

不適切な事務処理についての内部調査チーム

リーダー 危機管理監 藤原 真琴

メンバー 市民生活部長 福田 吉晴

健康福祉部長 山路 英利

建設部長 大崎 聰

## 【目 次】

1 調査概要等.....	1
(1) 調査に至る経緯.....	1
(2) 内部通報及び議会質疑における指摘内容等.....	1
(3) 調査対象.....	2
(4) 調査方法.....	3
(5) 調査体制.....	3
(6) 調査期間.....	3
(7) 調査の前提条件.....	3
2 調査結果.....	3
(1) 中間報告の位置づけ.....	3
(2) 調査実績.....	3
(3) これまでの調査結果.....	4
3 今後の予定.....	5
4 最終報告までの対応について.....	5
(1) 未払い金に係る関係者への説明.....	5
(2) 架空事業に係る対応.....	6
(3) 一般社団法人府中市観光協会への対応.....	6
(4) 再発防止策の検討.....	6
(5) 市民及び職員への説明.....	6

## 1 調査概要等

### (1) 調査に至る経緯

令和7年8月25日 内部通報

9月11日 府中市議会9月定例会 決算特別委員会 建設産業分科会での質疑

17日 同上

19日 府中市議会（決算不認定）

10月23日 議員全員協議会での説明

10月24日 府中市議会 建設産業委員会での質疑

11月 4日 内部調査チーム設置

### (2) 内部通報及び議会質疑における指摘内容等

#### ア 内部通報

##### (ア) 対象

- a 食の推進に関する事業に関する事案
- b 「恋しき」の保存活用及び管理運営に関する事案
- c 「恋しき」における出店に関する事案

##### (イ) 指摘内容

###### a 不適切な事務処理

元職員による、契約事務、業務実施、予算執行、旅費等に係る不適切な事務処理

- ・架空の業務委託
- ・任意の事業及び任意の金額による業務実施
- ・事後の事務処理の指示
- ・未払い金請求の発生
- ・不要な旅費の受給
- ・出店に係る市と出店者の関係

###### b 組織的な問題点

上記の不適切な事務処理の承認、支援

#### イ 議会質疑

令和6年度決算審査における質疑

##### (ア) 対象

- a 食の推進に関する事業に関する事案
- b 「恋しき」の保存活用及び管理運営に関する事案
- c 「恋しき」における出店に関する事案

##### (イ) 質疑内容

###### a 不適切な事務処理

契約事務、業務実施、予算執行、旅費等に係る不適切な事務処理

- ・備品・消耗品の購入に係る事務処理
- ・業務等の執行に係る流用
- ・週休日等の旅費の支給に係る正当性
- ・観光協会への委託内容等
- ・全体計画の不備等

b 組織的な問題点

上記の事務処理に係る組織としての関与

### (3) 調査対象

#### ア 上記「1 (2) 内部通報及び議会質疑における指摘内容等」で指摘のあった事業等

##### (ア) 令和6年度予算

7款 商工費 1項 商工費 3目 観光費のうち、

##### 【恋しき保存活用事業に要する経費】

- ・恋しき施設管理運営委託料
- ・食の魅力発信事業委託料
- ・普通旅費
- ・消耗品費
- ・備品費
- ・営繕工事費

##### 【観光宣伝に要する経費】

- ・普通旅費
- ・観光まちおこし事業補助金

##### (イ) 令和5年度予算

7款 商工費 1項 商工費 3目 観光費のうち、

##### 【恋しき保存活用事業に要する経費】

- ・食の魅力発信事業委託料
- ・普通旅費
- ・消耗品費
- ・営繕工事費

##### 【観光宣伝に要する経費】

- ・普通旅費
- ・観光まちおこし事業補助金

##### 【観光施設に要する経費】

- ・恋しき施設管理運営委託料

#### イ 調査過程で新たに調査が必要と認められた事業等

#### （4）調査方法

文書・会計記録の調査、関係者へのヒアリング、現地確認

#### （5）調査体制

藤原危機管理監、福田市民生活部長、山路健康福祉部長、大崎建設部長、  
総務課（事務局）

#### （6）調査期間

令和7年11月4日から令和8年2月28日まで

#### （7）調査の前提条件

##### ア 目的による制約

本調査は、上記の調査対象に関する調査、原因の分析並びに再発防止策の提言を目的としており、不正や不適切な行為を網羅的に調査するものではない。

また、一般社団法人府中市観光協会において行われている事業については、直接的な調査の対象外である。

なお、本調査は、「食の推進に関する事業」、「恋しき」等に係る不適切な事務処理について事務処理の事実調査、課題整理、原因究明等のために行われているものであり、調査チームは第三者に対して責任を負うものではない。

##### イ 任意調査の限界

本調査は、搜索・差押え等の強制的な手段をとったり、法的な制裁を行うことができる公的捜査機関とは異なり、関係者の任意の協力に基づくものであり、調査の実施に際しては、その協力の度合いにより、影響を受けるものである。

また、任意調査という性質上、ヒアリングの内容や調査対象資料の真偽、完全性及び網羅性等について、確認する手段が限定されている。

## 2 調査結果

#### （1）中間報告の位置づけ

この中間報告は、内部調査チームが設置された令和7年11月4日以降、令和8年2月末に最終報告をすることとして調査を実施し、これまでの調査結果を報告するものである。

#### （2）調査実績

##### ア 文書・会計記録の調査

調査対象とした事業等について、財務処理調査を実施。引き続き文書調査を実施中

#### イ 関係者へのヒアリング

調査対象とした事業における関係者について、延べ15名のヒアリングを実施  
今後も引き続き調査を実施

### (3) これまでの調査結果

#### ア 概要

① 元職員が主導して実施した業務等において、不適切な事務処理があった。また、こうした不適切な事務処理が、契約事務、業務実施、予算執行、旅費等において、多岐、広範囲に行われていた可能性がある。

さらに、関係した事業者から、過去の業務実施に係る支払いの請求が行われている事案が生じている。

② 組織内において、上記のような状況であることの指摘があったにもかかわらず、これを是正していくという組織統治が機能していなかった可能性が高いと思料される。

#### イ 確認できた事実及びその事実が確認できた事業等

① 架空の事業による支払いが行われていた。

- ・(一社) 日本ホテル協会令和6年度秋季通常総会における府中市産品出展事業 (489,500円)

② 事業者から過去の業務実施に係る支払いの請求が行われている。

- ・A社 (4,538,390円)
- ・B社 (194,700円)

③ 繰越明許費の流用が行われていた。

- ・令和6年度 「そ恋しき」食器購入
- ・令和6年度 恋しき用家具購入(6件)

④ 恋しき管理運営業務の再委託に係る手続きの不備

- ・令和6年度 恋しき施設管理運営業務委託

⑤ 「恋しき」の貸店舗及び貸室について、貸し手と借り手の関係が、市の当初の説明と異なっていた。

#### ウ 調査中の事案及び対象となる事業等

① 事業実施や物品購入等の事前協議や情報共有が行われず、事業等の終了後に、請求書等の関係書類が元職員から担当職員に渡され、処理をせざるを得ない事案があった可能性がある。

(令和6年度)

- ・恋しき施設活用企画 P R 業務
- ・恋しき P R コンテンツ制作業務
- ・東京都府中市における府中市商工まつり出展
- ・タイ著名シェフ交流事業
- ・福山ニューキャッスルで開催の（一社）日本ホテル協会令和 6 年度秋季通常総会における府中市産品出展事業（再掲）
- ・地域の食材を活用した料理作成・発信普及事業
- ・N E K I における地域の食材を活用した料理作成・発信普及事業費
- ・首都圏における広島県府中市フェア
- ・「そ 恋しき」食器購入（再掲）
- ・恋しき用家具購入（6 件）（再掲）
- ・恋しき改装工事等業務など（7 件）  
(令和 5 年度)
  - ・知事市長会談懇親会・生産者交流事業
  - ・府中市農産物を活用した料理企画、作成、提供、首都圏発信事業
  - ・府中市農産物を活用した料理企画、食育講座の実施
  - ・東京都府中市における広島県府中市フェア（2 件）
  - ・恋しき料亭再生事業オープニング業務
  - ・恋しきにおける料亭再生及び府中市制 70 周年記念イベント実施業務
  - ・恋しき主屋修理工事等（4 件）
- ② 元職員の旅費について、実施の確認が必要なものがある。
  - ・令和 6 年度 週休日等の料理人送迎に係る旅費
- ③ 上記の事案に係る組織的な関与

### 3 今後の予定

内部調査を継続して各事案の詳細の調査及び全体像を整理するとともに、原因の分析並びに再発防止策の検討を行い、2月末までに最終報告を行う。  
なお、第三者調査による報告も2月末に行われる予定。

### 4 最終報告までの対応について

下記の項目について、市は、本調査にかかわらず、速やかに対応すべきである。

#### （1）未払い金に係る関係者への説明

関係者に対し、市としての対応方針等についての説明を行う必要があるのではないか。

## **(2) 架空事業に係る対応**

公表済の架空事業について、市としての対応を行うべきではないか。

## **(3) 一般社団法人府中市観光協会への対応**

当該団体へは、今年度も補助金支出や業務委託を行っており、当該部分に係る業務内容等の確認等を行うべきではないか。

## **(4) 再発防止策の検討**

すでに明らかになっている課題については、改善策の検討、実施を行うべきではないか。

## **(5) 市民及び職員への説明**

9月19日の市議会における決算不認定から3か月以上が経過しており、現状や対応方針及び取組状況についての説明を行うべきではないか。

以上